

# 公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を札幌市中央区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、札幌市内における母子家庭等及び寡婦(以下「母子寡婦」という。)に対し、その生活の安定と向上のために必要な事業を行い、母子寡婦の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 母子寡婦に対する日常の生活支援
- (2) 母子寡婦の就労対策(建築物における清掃事業等)
- (3) 札幌市ひとり親家庭支援センターの管理運営(介護員養成研修の実施を含む)
- (4) 母子寡婦に対する無料職業紹介
- (5) 母子家庭等の児童の健全育成
- (6) 母子家庭等の児童に対する奨学金給付
- (7) 公共施設内における売店・喫茶の経営及び医薬品の販売と自動販売機の設置
- (8) 母子生活支援施設・札幌市しらぎく荘の管理運営
- (9) 母子寡婦に対する資金貸付
- (10) 会員の福祉の向上を図るための調査研究及び研修
- (11) 機関誌発行等による普及啓発
- (12) 関係機関・他団体との連携
- (13) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 個人会員 札幌市に住所を有する母子寡婦であって、この法人の事業に賛同して入会した個人
- (2) 団体会員 母子寡婦で構成する、札幌市における区ごとに組織する母子寡婦

団体であって、この法人の事業に賛同して入会した団体

- 2 この法人の会員は、個人会員 20 人の中から 1 人の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする（端数の取扱については理事会で定める。）。
- 3 代議員を選出するため、個人会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
- 4 代議員は、個人会員の中から選ばれることを要する。個人会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 5 第 3 項の代議員選挙において、個人会員は他の個人会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6 第 3 項の代議員選挙は、毎年 4 月に実施することとし、代議員の任期は、選任の翌年に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は会員たる地位を失わない（当該代議員は、役員選任及び解任（法人法第 63 条及び第 70 条）並びに定款変更（法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする。）。
- 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くことになった場合は、第 3 項に基づき代議員を選出することができる。選出された代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 8 個人会員は、法人法に規定された次に掲げる代議員の権利を、代議員と同様に当法人に対して行使することができる。
  - (1) 法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
  - (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）
  - (3) 法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
  - (4) 法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
  - (5) 法人法第 51 条第 4 項及び第 52 条第 5 項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
  - (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
  - (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
  - (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）
- 9 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての個人会員の同意がなければ、免除することができない。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総代議員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 総会は、定期総会として毎年度 5 月末までに 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総代議員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する代議員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、当該総会において代議員の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第 18 条 代議員は、他の代議員を代理人として総会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該代議員又は代理人は、あらかじめ別に定める代理権を証明する書面を理事長に提出するものとする。

2 出席した代理人の数は、第 17 条第 1 項に規定する出席代議員の数に算入する。

(書面による議決権の行使)

第 19 条 代議員は、書面による議決権を行使することができる。この場合においては、当該代議員は、あらかじめ別に定める議決権行使書面を理事長に提出するものとする。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した代議員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した代議員の中から選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 5 章 役員

(役員の設定)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

理 事 18 名以上 23 名以内

監 事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長に、2 名を副理事長に、1 名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長並びに副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員構成の制限)

第 23 条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えてはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長並びに副理事長及び常務理事は、3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事又は監事の補充により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任免除又は限定)

第29条 この法人は、法人法第111条第1項の役員賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(顧問)

第30条 この法人に、任意の機関として、3名以内の顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

- (1) 理事長の相談に応じること
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問は、無報酬とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

- (3) 理事長及び副理事長並びに常務理事の選定及び解職
- (4) 総会の開催日時及び場所並びに目的である事項等の決定  
(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する場合、開催日の 5 日前までに各理事及び監事に対してその通知を  
発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招  
集の手続きを経ることなく開催できる。  
(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過  
半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 36 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当  
該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員  
が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議  
を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみな  
す。

(報告の省略)

第 37 条 理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し  
たときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 資産及び会計

(基本財産)

第 39 条 次の財産は、この法人の基本財産とする。

- (1) 法人の設立後に基本財産として指定して寄付された財産
- (2) 法人の設立後に総会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

(基本財産の管理及び処分)

第 40 条 基本財産の管理及び運用については、理事会の決議を経て定める「財産管理  
運用規則」によるものとする。

- 2 やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分する場合には、総会において議決

を得なければならない。

(事業年度)

第 41 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定期総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 44 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。) 施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定しなければならない。



## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第47条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。) 第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は上田厚子とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款の施行後最初の代議員は、第5条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。
- 5 平成28年5月25日定款の一部変更。

## 申し合わせ事項

(理事及び監事の選出について)

- 1 理事については、区母子寡婦福祉連合会の会長1名及びその区に所属する単位会長の中から1名の理事内定者を選出する。
- 2 監事については、単位会長の中から選出する。ただし、監事2名の内1名については専門的知識・経験を有する外部の者とする事ができる。

(代議員の選出について)

- 1 代議員は、満75歳未満のものとする。
- 2 代議員はその区に住民票があること。
- 3 定款第5条による代議員数については、当該年度の4月1日現在の区母子寡婦福祉連合会の構成員をもって算出する。
- 4 札幌母連の職員は代議員になることができない。

(組織について)

- 1 区母子寡婦福祉連合会に地区毎に単位会をおく。
- 2 区母子寡婦福祉連合会の会長は、単位会の会長から選出する。
- 3 区母子寡婦福祉連合会の構成員数は、4月1日現在の人数をもってその年度の構成員数とする。
- 4 単位会の会長は、役員改選年の4月1日現在その区に住民票があること。
- 5 単位会の会長は、役員改選年の4月1日現在75歳未満であること。
- 6 札幌母連の職員は、札幌母連の専門部員及び単位会の会長になることができない。
- 7 単位会の構成員数は15名以上が望ましい。

(会員の入会について)

- 1 札幌母連の会員とは、定款第5条に規定する個人会員と団体会員をいう。
- 2 母子家庭は、20歳未満の子を扶養していること。寡婦は、かつて母子家庭で子を扶養していたことがあること。
- 3 高齢の寡婦の入会については、区母連の判断に任せる。

この申し合わせ事項を変更しようとする時は、総会において承認を得なければならない。

平成23年6月11日臨時総会決議